

○地震保険料控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定する件

平成十八年三月三十一日
財務省告示第百三十九号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十四条第六号の規定に基づき、地震保険料控除の対象となる自然災害共済に係る契約を次のように指定し、平成十九年分以後の所得税について適用する。

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第一項第四号の事業を行う次に掲げる法人の締結した自然災害共済に係る契約

- 一 教職員共済生活協同組合
- 二 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
- 三 電気通信産業労働者共済生活協同組合
- 四 日本郵政グループ労働者共済生活協同組合